

令和8年8月1日から使用できる 資格確認書等を送付します。

み ほ ん

資格確認書

～マイナ保険証をお持ちでない方～

「資格確認書」の有効期限は、原則、令和9年7月31日

<69歳以下の方>

神奈川県
国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和9年7月31日
記号 50 番号 0000000(枝番)01

氏名 ○○ ○○
住所 川崎市○○区○○町1番地
国保ハイツ 101号

生年月日 昭和○年○月○日 性別 男
適用開始年月日 平成○年○月○日
交付年月日 令和8年8月1日

世帯主氏名 ○○ ○○
保険者番号 1450○○ 川崎市
交付者名
TEL 044-000-0000 (○○区役所)

川崎市之印

<70歳～74歳の方>

神奈川県
国民健康保険
資格確認書

有効期限 令和9年7月31日
記号 50 番号 0000000(枝番)01
一部負担金割合 ○割

氏名 ○○ ○○
住所 川崎市○○区○○町1番地
国保ハイツ 101号

生年月日 昭和○年○月○日 性別 男
適用開始年月日 平成○年○月○日
交付年月日 令和8年8月1日
発効期日 令和8年8月1日

世帯主氏名 ○○ ○○
保険者番号 1450○○ 川崎市
交付者名
TEL 044-000-0000 (○○区役所)

川崎市之印

資格情報のお知らせ

～マイナ保険証をお持ちの方～

「資格情報のお知らせ」の有効期限は、原則なし

ただし、70歳以上の方(一部69歳の方を含む)、在留期限のある外国籍の方、マル学に該当する方には、有効期限あり

令和8年6月20日

211-8570
中原区小杉町3丁目245番地
中原区役所1階

中原 花子 様

問い合わせ先
211-8570
川崎市中原区小杉町3丁目245番地
中原区役所保険年金課
国民健康保険担当 1階10番窓口
044-744-3201

資格情報のお知らせ

交付者名 川崎市
保険者番号 145037

あなたの加入する国民健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診できません。

記号	50	番号	0000001 (枝番)05
氏名	中原 花子		
負担割合	2割 (70歳未満の方は*表示)		
適用開始年月日	昭和61年5月31日		
交付年月日	令和8年8月1日		

*有効期限：令和9年7月31日、発効期日：令和8年8月1日
この通知は、国民健康保険法施行規則第7条の3第1項の規定による資格情報通知を指します。

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和8年8月1日 発行

交付者名 川崎市 (145037)
記号 50 番号 0000001 (枝番) 05

氏名 中原 花子
負担割合 2割 適用開始年月日 昭和61年5月31日
有効期限 令和9年7月31日
発効期日 令和8年8月1日
受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです

* 70歳未満の方は負担割合が一律のため、*表示(義務教育就学前は2割、その他は3割)
* 有効期限は70歳以上の方(一部、69歳の方を含む)、在留期限のある外国人の方、マル学に該当する方のみ表示
* 発効期日は70歳以上の方のみ表示

※70歳～74歳の方にお送りする「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」には、枠内の記載が追加されます。

- 令和8年8月1日以降、医療機関等を受診する際は、「マイナ保険証」又は新しい「資格確認書【黄色】」を御利用ください。「資格情報のお知らせ」だけを医療機関等に提示しても保険適用は受けられません。
- 「資格確認書」は特定記録郵便(申出があった方には簡易書留郵便)、「資格情報のお知らせ」は一律、普通郵便で7月下旬までにお送りします。
- 世帯の中で「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」の交付を受ける方がそれぞれいる場合は別々の封筒で送付します。お手元に届く時期が異なります。
- 70歳未満で、すでに「資格情報のお知らせ」をお持ちの方は、原則、紙面の内容に変更がない限り、「資格情報のお知らせ」を送付しません。紙面の内容に変更があった際には、変更の都度、「資格情報のお知らせ」を送付します。

【川崎市国保の脱退には届出が必要です】

- 勤め先の健康保険等に加入したときや川崎市外に転出したときなどは、速やかに届け出てください。
- 勤め先の健康保険等に加入後や川崎市外に転出後に医療機関等を受診する際は、健康保険の切替中であることを医療機関等の受付でお伝えください。
- 健康保険の切替中であることを医療機関等に伝えずに受診すると、川崎市が負担した医療費を後日返還していただくことになります。